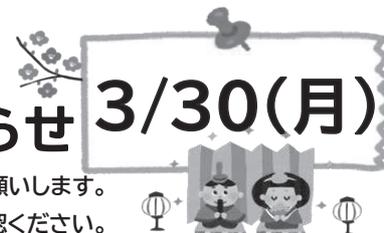


1月7日 国保講演会
(オンライン) 西田
専務理事・田中事務
局長
1月20日 保健事業支
援・評価委員会にお
ける集団支援(研修
会)(オンライン)
藤川職員・奥田職員
1月28日 国保組合連
絡協議会(オンライ
ン) 田中事務局長

全板国保日誌

3月分保険料 口座振替日のお知らせ 3/30(月)

口座振替日の前日までに指定口座へ入金をお願いします。
保険料は「国民健康保険料のお知らせ」でご確認ください。



お知らせ 組合員資格 確認調査について

厚生労働省からの指導に基づき、組合員資格の適正化を図るため、当国保組合は3年に一度、組合員資格確認調査を実施しています。令和8年度に実施する予定ですので、皆様のご理解ご協力のほどお願いいたします。



客観的な証拠として、下記の書類を提出していただきますので書類を無くさないようご注意ください。

- 令和7年分確定申告書(第一表)
- 法人税申告書(別表一)*
- 令和7年分源泉徴収票
- 標準報酬決定通知書*

*がついている書類は、調査時点で直近のものを提出していただきます。

実施時期・方法については、詳細が決まり次第ご案内いたします。

事業主のみなさまへ

保険料の振替日は 毎月28日です!

※土日祝日の場合は、翌営業日



全板国保は、みなさまに納めていただいた保険料と国からの補助金等で事業運営されています。



保険料は、全板国保の大切な財源であり、

**医療費の支払いや傷病手当金等の
給付金、健康診断助成金等に
使われます。**

お忘れなく!



**振替日の前日までに、
口座に入金をお願いいたします。**

保険料を滞納すると除名処分等の厳しい措置がとられる場合がありますのでご注意ください

異動の届け出は 14日以内に!

あなたの世帯に下記の異動があった場合は、**事実発生の日から14日以内に**支部へ届け出をしてください。



- ◆ 転入や出産などで家族が増えたとき
- ◆ 転出や死亡などで家族が減ったとき
- ◆ 家族が就職し、勤め先の健康保険に加入したとき
- ◆ 家族が退職し、加入していた健康保険を喪失したとき
- ◆ 住所や氏名が変わったとき など

届け出が遅れると、保険料や医療費の支払いが一時的に高額になる場合がありますので、ご注意ください。



事業所に関する変更があった場合も届け出が必要です!

- ◇ 事業所住所や名称が変わったとき
- ◇ 事業所の業態が変わったとき(個人事業所⇔法人事業所)

手続きについては、支部へお問い合わせいただくか全板国保のホームページの「異動のお手続き」をご覧ください



保険給付を受けられない 場合があります!

国民健康保険は偶然に発生した病気やケガに対して保険給付を受けられる制度です。つぎのような行為が原因による病気やケガは保険給付が制限されます。



全額保険給付が制限される

- 故意の犯罪行為 (例) 無免許・酒気帯び運転等の交通違反によるもの・麻薬中毒
- 故意の疾病・負傷 (例) 自傷行為・自殺未遂等によるもの

全額または一部保険給付が制限される

- ケンカ・泥酔によって生じた負傷など
- 医師の療養の指示に従わない場合等

